

福岡県公報

令和元年五月二十四日
第六号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………

人事委員会

○福岡県人事委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。
令和元年五月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 北九州市(八幡東区)の表中

北九州市立八幡病院

〃 〃 西本町四丁目十八番一号

を

北九州市立八幡病院

〃 〃 尾倉二一六一二

に改め、

二 老人ホームの表中

地域密着型介護老人福祉施設恵昭園

〃 〃 大字上須恵二二二三

を

地域密着型介護老人福祉施設アネットワーク
入恵昭園

〃 〃 大字上須恵二二二三

に改める

人事委員会

福岡県人事委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年五月二十四日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県人事委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会会議傍聴規則(昭和二十六年福岡県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式中「**三**」を「**四**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。